

市教委と

人事交渉!



「特殊事情」については個人の人事調書・面接・組合からの申し入れを十分考慮する。

希望外の「校種変更」は事前に本人の納得を得るようにする。

職場からの要求でも交渉



の加配を!



一名でも情緒障害児学級の新設を重度の障害児のいる学級にはぜひ加配を

回答

設置基準にみたなくても、個々の障害の状態によつては、県教委と協議の上、新設を認めている例もある。

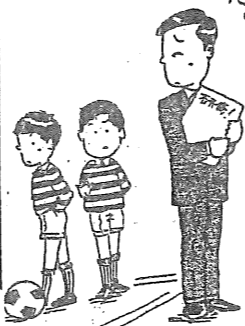


二月三日、市教委と人事交渉をもちました。
(回答は裏面に)
本人の「希望尊重」、「特殊事情への配慮」、「希望外の短年異動はしない」などの従来からの原則はひきつづき尊重することが確認されました。
また、中学校の過員状況の中で、過去のような「希望外の校種変更」が行なわれないように要求しました。
このことについて市教委からは、「中学校の過員については、できるだけ郡市間交流や高校への異動によって解決できるように努力したい。小学校への校種変更が生じる場合には、事前に校長や教育委員会から本人の納得を得るようにしたい。従前のように、本人が知らないのに異動を行なうということはない。」という回答がありました。

「三ポスト」は(副もふくめて)異動させない

以前に生指、同推に予定されている先生が異動させられて、学校現場が大変混乱したことがあったので、「三ポスト」の件について確認しました。

このことについて市教委は「中学校で過去に迷惑をかけた。今は『副』もふくめて名前ののった人は異動させないようにしている。」と回答しました。



「新採休五年」は不柔軟に

「新採」といっても「育休」などで実質二、三年しか動めないケースもあり、柔軟に対処してほしいと要望。市教委からは「実質六年、七年と柔軟になっている筈だ。校長面接で事情を聞いてるので、個人の事情を校長に十分話しておいてほしい。」という回答でした。

内示の日
校長は学校にいてほしい
異動については十分な話し合いを

「内示は学校で」という組合の要求について、市教委としては、「緊急に連絡しなければならぬ場合もあるので、校長が学校にいてもらうとありがたい。」と答弁。すでに校長会でそのように要請しているとのこと。また、「(内示された)異動についても、その先生と十分話し合っしてほしいと要望している」という回答がありました。

内示後の交渉
翌二二八日に

不当・不満人事が生じた場合には、内示の翌日に交渉をもつことが確認されました。

新学習指導要領に関連して

「日の丸
君が代」問題には
「理解と納得
で臨みたい」

(詳しくは裏面に)